

公立大学法人神戸市看護大学市内就職奨励金支給規程をここに公布する。

2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第12号

公立大学法人神戸市看護大学市内就職奨励金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市看護大学看護学部を卒業し、神戸市に所在する医療機関等に看護師、保健師又は助産師の資格に係る業務について就職した者に対し、就職奨励金を支給することにより、神戸市内に所在する医療機関等への定着の促進を図り、神戸市の看護人材の育成に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程による就職奨励金の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市看護大学看護学部を卒業したもの
- (2) 2023年3月31日以降に神戸市看護大学を卒業後、神戸市に所在する医療機関その他これに類するものとして細則で定める施設に看護師、保健師又は助産師の資格に係る業務について就職し、勤務しているもの
- (3) 細則で定める雇用条件による勤務の実態があるもの
- (4) 細則で定める勤続年数があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就職奨励金の支給の対象外とする。

- (1) 第10条の規定に基づき、就職奨励金の決定の全部を取り消されたもの
- (2) 前号に係るもののほか、理事長が適切ではないと認めるもの

(就職奨励金の額)

第3条 就職奨励金の額は1人当たり14万1,000円を上限とし、細則で定めるところにより、予算の範囲内で就職奨励金を支給することができる。

(就職奨励金の交付申請)

第4条 就職奨励金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、細則で定める期日までに、細則で定めるところにより、支給の申請をしなければならない。

(支給の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書

類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請に係る就職奨励金の支給が予算の定めるところに違反しないかどうか、就職奨励金の支給の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、就職奨励金を支給することが適当であると認めるときは、速やかに、就職奨励金の支給を決定し、細則で定めるところにより、通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、就職奨励金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて就職奨励金の支給を決定することができる。

3 理事長は、第1項の調査により就職奨励金の支給を不相当と認めるときは、速やかに申請者に対し、細則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

(支給の条件)

第6条 理事長は、就職奨励金の支給の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第1項又は第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る就職奨励金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が同条第1項又は第3項の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、当該期日について別段の定めをすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 理事長は、就職奨励金の支給の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、就職奨励金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りでない。

2 理事長が前項の規定により就職奨励金の支給の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他就職奨励金の支給の決定後に生じた事情により就職奨励金の支給の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、理事長が必要がないと認められた場合

(就職奨励金の支給)

第9条 理事長は、第5条第1項の規定に基づき就職奨励金の支給を決定したときは、速やかに当該就職奨励金を支給するものとする。

(支給の取消し)

第10条 理事長は、就職奨励金の支給を受ける者（以下「支給対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、就職奨励金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により就職奨励金の支給を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 就職奨励金の支給の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 支給対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支給対象者がこの規程その他法令の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、支給対象者について就職奨励金の支給が決定した後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該支給対象者に対し、速やかに、細則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

(就職奨励金の返還)

第11条 理事長は、就職奨励金の支給を取り消した場合において、支給対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に就職奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(遅延利息)

第12条 理事長は、支給対象者が就職奨励金の返還を求められ、これを期限までに返還しなかったときは、特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、当該期限の翌日から返還があった日までの日数に応じ、その未返還額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額）につき、民法（明治29年法律89号）に定める法定利率による割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を徴収するものとする。

(施行細則の委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。